

No.	質 疑	回 答
1	対象地の固定資産税評価額は公表してもらえますか？	令和2年度固定資産税評価額相当額 新居町新居250-11 109,474,459円 新居町新居250-17 150,716,954円 新居町新居250-18 69,850,979円 新居町新居250-46 56,603,254円 ※注意事項 土地利用の目的及び形態によっては、実際の評価額とは異なる場合があります。
2	対象地の一部利用を提案する場合、利用する位置の指定がありますか？	市で残地を管理することとなるので、一部利用については、東側から利用するなどの条件を付けさせてもらうことがあります。
3	対象地東側の境界(新居文化公園との境界)において、設置されているネットフェンスと樹木の枝が対象地内に一部入り込んでいるが、市で対応してもらえますか？	市で対応します。
4	公売の場合、最低価格は公表されますか？	現時点で決定ではありませんが、公表する方向で検討していきます。
5	売却価格はどのように算出していますか？	不動産鑑定を行い、売却価格を算出しています。
6	公売の場合、売却価格のみで事業者を決定するのですか？	売却価格のみではなく、提案内容も審査し決定します。